

# 仕様書

## 1 委託業務名

絆つなぐ!「徳島ファン」創出事業

## 2 業務の目的

「徳島への想い」を持って継続的な関係を構築する「徳島ファン」の創出・拡充のため、本県の魅力や地域の取組みをPRするなど、集中的な情報発信を展開することで「徳島ファン」の掘り起こしを進め、徳島への人の流れを創出する。また、首都圏及び関西圏においては、徳島ファン交流拠点等を活用し、地域のつながり創出や、絆の強化を推進するイベントを開催する。

## 3 委託期間

契約締結日から令和6年3月29日まで

## 4 委託内容

本委託業務では、以下に記載する事業に係る一切の業務を委託する。

### (1) 実施事業

首都圏・関西圏をはじめとする都市部における「徳島ファン」の創出・拡充に向けて、「仕事でつながる徳島」および「親子でつながる徳島」をテーマに、それぞれのターゲット層に対して情報発信するとともに、地域との繋がりを創出する取組みを推進すること。

#### ①本県との繋がりを創出する「オンラインセミナー」の開催

- a 「仕事でつながる徳島」「親子でつながる徳島」をテーマとし、「オンラインセミナー」を開催すること。(テーマごと各1回 計2回)
- b 関係人口創出に向けた徳島ならではの取組み、本県の各種移住交流施策や支援制度、また地域の課題解決に取り組む団体等のPRを行うこと。
- c 参加者が「徳島ファン」となって徳島へ繰り返し訪れるよう、「地域との交流やつながり」を創出するための企画とすること。

#### ②首都圏における「徳島ファン」創出イベントの開催(1回)

- a 「仕事でつながる徳島」をテーマにイベントを開催すること。
- b ①で実施したオンラインセミナーの内容に沿った企画とすること。
- c 会場参加者に対して、県産食材を利用した料理、県特産品などを提供することで、生産地域との交流を促進するとともに、本県の魅力を発信すること。
- d 県産食材を利用した料理・県特産品などの手配、イベントの企画運営、会場・機材の調整・手配、集客、参加者へのアンケート調査など、イベント開催に関わるすべての業務を実施すること。
- e イベント会場に関しては、やむを得ない場合を除き、ターンテーブル(東京都渋谷区神泉10-3)を利用すること。

※ターンテーブル施設概要 <http://www.turntable.jp> HPを参考にすること。

※ターンテーブル施設貸出料金についての問い合わせ先

株式会社 Turn Table 担当者: 酒井

電話: 090-9760-2447 Email: sakai@turntable.jp

- f イベントの参加者は25人程度とすること。

g 2025年「大阪・関西万博」開催に向けた、徳島県の取り組みを紹介するなど、情報発信を実施すること。

③関西圏における「徳島ファン」創出イベントの開催（1回）

a 「親子でつながる徳島」をテーマにイベント（セミナー）を開催すること。

b ①で実施したオンラインセミナーの内容に沿った企画とすること。

c 会場参加者に対して、県産食材等を利用した食品、県特産品などを提供することで、生産地域との交流を促進するとともに、本県の魅力を発信すること。

d 県産食材等を利用した食品、県特産品の手配、イベントの企画運営、会場・機材の調整・手配、集客、参加者へのアンケート調査など、イベント開催に関わるすべての業務を実施すること。

※参加者に対するアンケート内容に関しては、事前に、徳島県、大阪ふるさと暮らし情報センターと調整を行うこと。

e イベント会場に関しては、やむを得ない場合を除き、大阪ふるさと暮らし情報センター（大阪府中央区本町橋2-3-1シティプラザ大阪内）を利用すること。

※大阪ふるさと暮らし情報センター施設利用について

セミナー開催は原則、土曜日のみ

施設使用可能時間は11:00～17:00（準備撤収を含む）

※その他留意事項

調理を伴う飲食及び飲酒は禁止（会場での飲食に関しては、会場側による事前承認が必要となります）

※大阪ふるさと暮らし情報センターによるイベント告知について

・大阪ふるさと暮らし情報センターにおけるイベントチラシの掲出（イベントチラシを50部以上作成すること）

・大阪ふるさと暮らし情報センターのHP、メールマガジン、「田舎暮らしの本（宝島社）」への情報掲載（チラシデータ、サムネイル用画像等を作成すること）

**※大阪ふるさと暮らし情報センター使用に関する詳細については、徳島県とくしまぐらし応援課までお問い合わせください。**

f イベントの参加者は25人程度とすること。

g 2025年「大阪・関西万博」開催に向けた、徳島県の取り組みを紹介するなど、情報発信を実施すること。

④自社広報媒体（メルマガ、SNS等）により、ターゲット層に対し、徳島の魅力や地域の取組み等、委託者が指定する情報について記事配信すること。（毎月1回程度）

## (2) 実施報告書の提出

委託業務完了後は実施報告書を提出すること。

本事業の成果や、アンケート調査等を踏まえた事業の改善点、徳島ファン拡大に向けた可能性や今後の課題について具体的に記載すること。

※報告書には、事業の画像または映像を使用し、分かりやすい内容とすること。

## (3) その他

・ターゲット層に対し「とくしまで住み隊会員」への登録促進、県が管理運営するSNS（facebook、X（ツイッター））のフォロー・シェア誘引など、必要に応じて、徳島ファン拡大に有効な取組みを企画・実施すること。

※とくしまで住み隊会員 <<https://iju.pref.tokushima.lg.jp/iju-shien/support/>>

※徳島県移住交流ポータルサイト「住んでみんなで徳島で！」

ホームページ <<https://iju.pref.tokushima.lg.jp/>>

facebook <<https://www.facebook.com/tokushima.iju>>

- X (ツイッター) <[https://twitter.com/tokushima\\_iju](https://twitter.com/tokushima_iju)>
- ・委託者から、事業実施状況の撮影などを依頼した場合、調整に協力すること。

## 5 委託者と連携した関係者との連絡調整

上記(1)～(3)の内容等は、委託者と受託者で協議を行いながら、随時、調整する。

## 6 特記事項

- (1) 実施内容等は、委託者と十分協議しながら事業を進めること。
- (2) 事業は委託者との調整の中で変更等があり得る。それに伴う仕様の変更、委託料の変更等については、必要に応じて委託者と協議の上、対応すること。
- (3) 契約履行過程で生じた成果物等は委託者に帰属し、委託者による自由な加工・二次使用ができることとする。
- (4) 業務の遂行にあたり発生した事故等は、受託者の責任で対処すること。ただし、委託者とその損害を委託者の責めに帰する事由により発生したものと認めた場合は、委託者もその損害を負担するものとし、負担額は委託者と受託者の協議で決定する。
- (5) 本業務を遂行する上で知り得た情報は、委託者の承認を得ることなく第三者に漏らしたり委託業務以外の目的に使用しないこと。委託期間が終了し、又は委託契約が解かれた後においても同様とする。
- (6) 仕様書に無い項目で疑義が生じた場合は、その都度、委託者と協議すること。